

津市監査委員告示第8号

平成28年6月24日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年8月18日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年8月23日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 青 山 昇 武

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成28年6月27日付けで受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 濱 村 照 道
津市 濱 村 妙 香
津市 大 谷 剛 三
津市 大 谷 町 子
津市 大 内 慧津子
津市 脇 谷 吉 江
津市 脇 谷 千津子
津市 谷 田 好 美
津市 西 尾 美代子

3 代理人

津市丸之内33番26号（三重合同法律事務所）
弁護士 村 田 正 人

4 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成28年8月3日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

津市長は、平成26年から平成28年の間に以下の6件の個別契約（以下「6件の個別契約」という。）を締結したが、財務会計行為の違法性により、津市は以下の契約額のとおり、損害を被り、あるいは、被ることとなる。

ア 「津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価事後調査業務委託」（平成26年度分）

契約額 16,092,000円

イ 「津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事」

契約額 1,667,844,000円

ウ 「津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価事後調査業務委託」（平成27年度分）

契約額 14,968,800円

エ 「津市一般廃棄物最終処分場施設運転管理業務委託」

契約額 8,100,000円（月額）

オ 「津市一般廃棄物最終処分場施設運転管理等モニタリング業務委託」

契約額 6,696,000円

カ 「津市一般廃棄物最終処分場環境影響評価事後調査業務委託」

契約額 25,920,000円

なお、6件の個別契約に係る財務会計行為の違法性については、本件監査請求書に「添付の訴状の請求原因に記載のとおり」と記載されており、平成26年7月30日付けの津地方裁判所あての訴状が本件監査請求書に添付されていた。当該訴状は、平成26年5月8日付けで津市監査委員に対し請求された住民監査請求（以下「平成26年度監査請求」という。）について、同年7月2日付けで監査の結果を請求人に通知したところ、地方自治法第242条の2第1項の規定により、当該監査の結果に不服があるものとして提起された住民訴訟に係る訴状である。

当該住民訴訟は、「平成24年度環新補継第1号津市新最終処分場等施設建設工事」に係る請負代金の支出の差止め等を請求したものであり、請求の原因とする財務会計行為の違法性として、①立地計画の不適切・計画地選定の違法性、②水道水源保護地に立地する違法性、③計画の不合理性、④最小経費最大効果の原則違反、⑤抱き合わせ計画の不合理性、⑥災害発生の危険を引き起こす違法性、⑦環境影響評価の公金支出の違法性が当該訴状において挙げられている。なお、平成26年度監査請求

においても、財務会計行為の違法性について、当該訴状と同内容の主張を行っている。

(2) 請求期間経過に係る正当理由

6件の個別契約のうち、本件監査請求日が契約締結日又は支出命令日から1年を経過しているものもあるが、請求人らが当該行為を知ったのは情報公開請求の開示があった平成28年5月17日であり、知ってから約1か月の監査請求であるから正当な理由がある。

(3) 求める措置の内容

ア 6件の個別契約の契約締結の責任者である津市長に対し、当該契約に係る契約額の損害の賠償を求める。

イ 委託料又は工事請負費が支出済である「津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価事後調査業務委託」（平成26年度分）「津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事」「津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価事後調査業務委託」（平成27年度分）の3件の契約については、支出命令の決裁権限者である津市環境部新最終処分場建設推進課長（当時）に対しても、当該3件の契約に係る支出額の損害の賠償を求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

第3 監査の結果

1 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であるとは認められないものと判断した。

したがって、当該監査請求に係る財務会計行為については監査の対象とすることはできないものとした。

2 結論に至った理由

「4 請求の概要」の(1)に示したとおり、本件監査請求は6件の個別契約を対象としたものであり、平成26年度監査請求及び平成26年度監査

請求の結果を受けて提起された住民訴訟において主張された違法性を、本件監査請求の請求原因とし、新最終処分場建設に係る立地計画の不適切性や事業計画の不合理性等が認められることから、6件の個別契約も違法であるとの主張を行っている。

よって、本件監査請求が、財務会計行為の違法性について平成26年度監査請求と同じ請求原因を前提としている以上、本件監査請求の監査を実施するには、実質的に平成26年度監査と同内容の監査を実施せざるを得ないものであり、また、本件監査請求の請求人9名は、平成26年度監査請求の請求人でもあることから、今回の請求人の主張について重ねて監査を実施する必要はないものと判断した。

以上